

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の理念を「全従業員の物心両面の幸福を追求すると同時に、人類、社会の進歩発展に貢献する」とし、そこに集う全従業員の物と心の両面の幸福を追求し、そして、人間として正しい考え方を貫いた事業の発展によって、社会に貢献することを掲げております。この経営の理念をもとに、企業価値を増大させ、経営の効率を高め、公正で迅速な意思決定の向上に努めることがコーポレート・ガバナンスの基本であると考えております。

さらに、経営の健全性及び透明性を確保するために、経営監督機能及び法令遵守体制の強化がますます重要性を増していると認識し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

当社は、議決権の電子行使を可能とする環境作りは行っておりませんが、機関投資家や海外投資家の持分比率を勘案し導入を検討してまいります。また、当社の株主における海外投資家の持株比率は低い状態であり、今後、株主構成を考慮の上、株主総会招集通知の英訳の導入を検討してまいります。

【補充原則3-1-2 情報開示の充実】

当社は、現在の海外投資家の持株比率は低い状況ではありますが、今後、より海外の投資家に当社の経営理念及び事業内容を理解していただけるよう、英語での情報の開示・提供をする対象および内容を検討し、実施に向けて取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【基本原則1 株主の権利・平等性の確保】

当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう、議決権行使等に有効な情報開示を積極的に行っております。また、独立社外取締役を3名選任し、取締役の業務執行状況の監督機能を強化することで、コーポレート・ガバナンスが十分に機能する体制を整備しております。

【原則1-1 株主の権利の確保】

当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう、議決権行使等に有効な情報開示を積極的に行っております。

【補充原則1-1-1 株主の権利の確保】

当社は、株主総会議案の賛否の割合について、議決権行使結果として分析を行うとともに、取締役会に報告すべき基準を策定してまいります。

【補充原則1-1-2 株主の権利の確保】

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行機能の分離を目的として執行役員制度を導入しております。また、独立社外取締役を3名選任し、取締役の業務執行状況の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスが十分に機能する体制を整備しております。

なお、当社は、取締役の個別報酬、取締役・監査役の責任免除に関する決議、自己株式の取得に関する決議及び中間配当に関する決議を取締役に委任しております。

【補充原則1-1-3 株主の権利の確保】

当社は、株主の権利に十分な配慮を行い、少数株主権の行使方法等を規定している「株式取扱規程」の定期的な見直しを行い、権利行使を円滑に行えるように努めております。

【原則1-2 株主総会における権利行使】

株主総会は、当社における最高意思決定機関であり、株主の意思が適切に反映されなければならない場と認識しております。当社では、より多くの株主が株主総会に出席いただけるよう、開催日や開催場所等の設定を行っております。

【補充原則1-2-1 株主総会における権利行使】

当社は、株主の権利や利益に影響を及ぼす重要な株主総会議案が提案される場合は、その情報を速やかに開示すべきと認識しております。そのため、当社が株主に十分な検討期間を確保することができるよう、東京証券取引所のTDnet及び当社ウェブサイトを通じて、速やかに情報を開示しております。

【補充原則1-2-2 株主総会における権利行使】

当社は、招集通知の早期発送に努め、株主への発送前に東京証券取引所のTDnet及び当社ウェブサイトにおいて開示しております。

【補充原則1-2-3 株主総会における権利行使】

当社は、多くの株主が株主総会に出席することができるよう株主総会集中日と予測される日とを避けた開催日を設定しております。

【補充原則1-2-5 株主総会における権利行使】

当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことについては、実質株主の要望や信託銀行等の動向を鑑みつつ対応を検討してまいります。

【原則1-3 資本政策の基本的な方針】

当社は、資本政策の基本的な方針として、中期経営計画(2016年3月期から2018年3月期まで)を策定し、売上高営業利益率10%以上、自己資本利益率(ROE)8%以上を目標に掲げておりましたが、一部の想定を超える市場変化があったことにより、需要とのギャップが生じたこと及び利益創出に向けた改革に遅れが生じ、成果を生み出すまでに至らなかったことから、目標に対して未達成となりました。

このことから、市場をより多面的に分析し、またこれまで取り組んできた改革の成果が実現することを見込み、新たな中期経営計画(2019年3月期から2021年3月期まで)を策定しました。

なお、新たな中期経営計画においては、利益改善に向けた取組みが直接的に反映される営業利益率に着眼し、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、売上高営業利益率を目標とし、ROEを目標とすることは控えております。今後も、営業利益率の改善に取組み、配当の継続的安定性を原則とし、株主利益の長期的な増大に取り組んでまいりますとともに、ROE目標の設定については、今後の重要な課題として検討してまいります。

(「コマニーグループ中期経営計画」：<https://www.comany.co.jp/ir/management/plan/>)

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、上場株式を投資以外の目的で保有しないことを原則としますが、業務提携、取引の維持・強化など経営上の合理的な理由から保有する場合には、当社の企業価値の向上に資するものであることを取締役会において毎年確認いたします。保有する上場株式の議決権行使につきましては、提案された議案が保有の方針と適合するかに加え、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上に寄与するかを検討して行使するものとし、必要に応じ発行会社との対話も検討いたします。

【原則1-5 いわゆる買収防衛策】

当社は、企業価値向上を最優先課題として取り組んでいることから、買収防衛策の導入の予定はありません。

【補充原則1-5-1 いわゆる買収防衛策】

当社株式が公開買付けに付された場合、株主の利益等に影響を与える恐れがあることから、取締役会の考え方を速やかに株主へ開示いたします。また、当社は株主の権利を尊重し、株主が公開買付けに応じることを妨げません。

【原則1-6 株主の利益を害する可能性のある資本政策】

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を行う際には、独立社外役員の見解を考慮しつつ、その検討過程や実施目的等の情報を速やかに開示するとともに、株主総会の場等を活用して内容の概要説明を行います。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役、監査役、または主要株主との取引について、取締役会規程及び取締役会・常務会 付議・報告基準に基づき必要な承認を得ることとしております。なお、取締役、監査役及び主要株主等との取引についての有無・状況につきましては定期的に調査・把握を行い、取締役会に報告しております。

【基本原則2 株主以外のステークホルダーとの適切な協働】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、様々なステークホルダーとの協働が必要であると認識しております。また、「企業は世の中の幸福に貢献するために存在すべきである」という当社の信念のもと、幸福にすべき相手をお客様、お取引先様、従業員、地球環境、地域社会、株主様」と定め、世の中の幸福に貢献するために「コマニーSDGs宣言」を表明し、これまでの世のため、人のためになる製品開発や社会貢献の活動をさらに加速させ、持続可能な社会の実現を目指しております。

(「コマニーSDGs宣言」：<https://www.comany.co.jp/sdgs/>)

【原則2-1 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】

当社は、「我等の精神は人道と友愛である」という心をベースにしたコマニー理念の浸透を図るため「コマニー理念手帳」を作成し、毎朝の朝礼時に輪読を行っており、理念教育として「コマニー理念研修」を毎年実施し、役職員への理念の浸透を図っております。

また、当社の経営理念に基づき中期経営計画(2019年3月期から2021年3月期まで)を策定しました。また、中期経営目標を達成するために、(1)営業面、(2)収益面、(3)人材育成・働き方、(4)社会貢献、(5)健全性の観点から基本戦略を掲げました。今後も引き続き企業価値の向上に努めてまいります。

(「コマニーグループ中期経営計画」：<https://www.comany.co.jp/ir/management/plan/>)

【原則2-2 会社の行動準則の策定・実践】

当社の理念として「コマニー理念」を作成し、社員の行動指針として「コマニー理念手帳」を作成のうえ、コマニー理念をより明確に実践するうえで、日頃から遵守する事項を「コマニーグループ行動規範」として掲載しております。また、全社員は「コマニー理念手帳」を携帯し、日々の行動指針として、毎朝の朝礼において輪読を行い、広く浸透を図っております。

【補充原則2-2-1 会社の行動準則の策定・実践】

当社は、「コマニー理念」の実践として、毎朝の朝礼において「コマニー理念手帳」の輪読を実施し、また、「コンプライアンス意識調査」や「従業員満足度調査」を定期的に実施しており、これらを通じた浸透度合い及び実践度合いについて、取締役会においてレビューを行っております。

【原則2-3 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

当社は、「企業は世の中の幸福に貢献するために存在すべきである」という当社の信念のもと、幸福にすべき相手をお客様、お取引先様、従業員、地球環境、地域社会、株主様」と定め、世の中の幸福に貢献するために「コマニーSDGs宣言」を表明し、これまでの世のため、人のためになる製品開発や社会貢献の活動をさらに加速させ、持続可能な社会の実現を目指してまいります。

また、当社グループは、従業員と共に健康に対する活動に積極的に取り組み、明るく元気に働く会社にしていく活動の一環として、「コマニー健康経営宣言」をし、会社、従業員・家族が一体となって健康保持・増進に取り組んでまいります。

(「コマニーSDGs宣言」：<https://www.comany.co.jp/sdgs/>)

(「コマニー健康経営宣言」：<https://www.comany.co.jp/news/2018/05/17/9285/>)

【補充原則2-3-1 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

当社の取締役会において、サステナビリティ(持続可能性)を巡る課題の重要性を認識し、環境・品質・製品(安全性を含む)のほか、従業員の労働環境や安全衛生、人材育成等の視点で取締役会において議論し、課題に対する取り組みを検討しております。

【原則2-4 女性の活躍推進を含む社内の多様性の確保】

当社グループで、女性役員は1名、女性管理職は10名であります。また、管理職ではありませんが製造部門において女性のライン責任者が就任しております。今後も男性・女性の区別を設けず、適切な人材を役員、管理職に登用していくとともに、女性の活躍促進に向けて仕事と育児の両立を目的とした職場環境の整備と将来の女性幹部社員の育成に取り組んでまいります。

【原則2-5 内部通報】

当初は、社内の内部通報窓口のみでしたが、よりコンプライアンスを充実させる為に、平成27年に社外の弁護士事務所による内部通報窓口を設置いたしました。これにより、現在の内部通報窓口は2ヶ所あり、コンプライアンス体制の充実性を高めております。

また、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会において、毎月の運用状況の確認を行うとともに、随時、取締役会に報告を行っております。

【補充原則2-5-1 内部通報】

当社においては、弁護士事務所にて社外の内部通報窓口を設置しております。また、情報提供者の秘匿と、不利益な取扱いの禁止は、「コンプライアンス ホットライン規程」において規定しております。

【基本原則3 適切な情報開示と透明性の確保】

当社は、株主に有用と考える事項および東京証券取引所が定める規則を含む法令等に基づく情報開示に加え、企業理念や中期経営計画をはじめ、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を、当社ウェブサイトやコーポレート・ガバナンスに関する報告書等にて、適時・適切かつ積極的に情報開示を行っております。

（「企業理念」：<https://www.comany.co.jp/company/philosophy/>）

（「中期経営計画」：<https://www.comany.co.jp/ir/management/plan/>）

（「コーポレート・ガバナンス」：<https://www.comany.co.jp/ir/management/governance/>）

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念および中期経営計画(2019年3月期から2021年3月期まで)は、当社ウェブサイト上に掲載しております。

（「経営理念」：<https://www.comany.co.jp/company/philosophy/>）

（「中期経営計画」：<https://www.comany.co.jp/ir/management/plan/>）

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書のⅠの「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、委員の過半数を社外役員とする報酬諮問委員会を設置しており、この諮問委員会において、取締役会からの諮問を受け役員等の報酬等を審議し、取締役会に答申することにより、これらの事項に関する客観性及び透明性を確保して、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

現在の報酬諮問委員会の構成は、代表取締役2名、社外取締役3名としております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、委員の過半数を社外役員とする指名諮問委員会を設置しており、この諮問委員会において、取締役会からの諮問を受け役員等の人事等を審議し、取締役会に答申することにより、この事項に関する客観性及び透明性を確保して、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

現在の指名諮問委員会の構成は、代表取締役2名及び社外取締役3名としております。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社は、経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の選任・指名を行う際の基準を、指名諮問委員会において審議し、取締役会で策定いたしました。なお、個々の選任理由の説明につきましては、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則3-1-1 情報開示の充実】

当社は、開示資料について、株主の視点に立ち、社外役員からの意見も踏まえた上で内容の検討を行っております。また、専門用語については注釈を入れる等の工夫を行い、分かりやすい表現となるように努めております。

今後も、開示資料については株主視点に立った分かりやすい表現で作成してまいります。

【原則3-2 外部会計監査人】

当社は、監査役会及び社外取締役、経理部、内部プロセス監査部と連携し、外部会計監査人の適切な監査を確保しております。

【補充原則3-2-1 外部会計監査人】

(i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定

当社監査役会において、外部会計監査人候補を適切に選定し評価するための基準として、「会計監査人の評価及び選解任・不再任に関する基準」を策定しております。

(ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

当社監査役会は、会計監査人の評価及び選解任・不再任に関する基準に基づき外部会計監査人の評価及び選任を行っております。

【補充原則3-2-2 外部会計監査人】

(i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保

当社は、外部会計監査人と事前協議を実施の上、監査スケジュールを策定し、十分な監査時間を確保しております。

(ii) 外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス(面談等)の確保

当社は、外部会計監査人からの要請に基づき、代表取締役及び業務執行取締役との面談時間を確保しております。

(iii) 外部会計監査人と監査役(監査役会への出席を含む)、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保

当社は、会計監査や四半期レビューの報告等において、外部会計監査人と監査役、内部プロセス監査部、社外取締役との連携を確保する為に、四半期毎に、または都度要請に応じてミーティングを開催しており、十分な連携の確保に努めております。

(iv) 外部会計監査人が不正を発見適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

当社は、外部会計監査人から不備・問題点の指摘を受けた場合は、監査役会、内部プロセス監査部、関係部門と連携を取り、その改善に取組

みます。

【基本原則4 取締役会等の責務】

当社は、取締役会の責務として、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、下記(1)～(3)の取組みを行ってまいります。

(1)当社は、中期経営計画(2019年3月期から2021年3月期まで)を策定し、基本戦略を含め平成30年4月27日に社外開示いたしました。今後も引き続き、中期経営計画の進捗確認を行ってまいります。

(2)当社は昨年、業績連動型株式報酬制度を導入し、経営陣幹部がその役割、責務を適切に果たされるよう環境整備を行っております。

(3)社外役員を含めた取締役会による経営陣・取締役に対する客観的な監督を行い、企業価値の向上、収益力・資本効率等の改善に努めております。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

当社は、取締役会において「コマンニー理念」を策定し、業務執行の際には、その理念をベースにし、経営戦略や経営計画等について建設的な議論を通じ、経営方針を策定しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】

当社は、取締役会規程、常務会規程及び取締役会・常務会 付議・報告基準を制定し、これに基づいて法定決議事項のほか、経営戦略・経営計画、その他金額的に大きな投資や重要な事項等の取締役会において審議を行うものと、常務会にて経営陣に委ねるものとを明確にし、取締役会による監督および意思決定と業務執行の分離を図っております。

【補充原則4-1-2 取締役会の役割・責務(1)】

本報告書2ページの原則1-3に記載のとおりです。

【補充原則4-1-3 取締役会の役割・責務(1)】

当社は、指名諮問委員会において、後継者の計画について審議を行い、適宜、後継者計画への監督を行うこととしております。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

取締役会は、適切なりスクテイクを支えるため、取締役及び執行役員からの提案を歓迎しつつ、上程された提案につき、独立社外取締役の意見を踏まえ審議を行っております。また、環境整備においては、これまで実施しておりました短期の業績連動報酬である賞与に加え、中長期の業績連動報酬である株式報酬制度の導入を行い、インセンティブが機能する仕組みを取り入れております。

【補充原則4-2-1 取締役会の役割・責務(2)】

経営陣の報酬は、定額報酬、単年度の業績連動報酬としての賞与及び中長期の業績連動報酬である株式報酬から構成されており、業績連動報酬によって持続的な成長に向けたインセンティブ付けを行っております。

【原則4-3 取締役会の役割・責務(3)】

当社は、指名諮問委員会において、経営陣に対する業績評価結果と多面評価などを参考にして経営陣幹部の人事を適切に決定しております。

当社は、常務会及び経営企画部、経理部、総務部、関係部門が連携を取り、適時かつ正確な情報開示が行われる体制を構築しております。

また、関連当事者と利益相反の取引については、取締役会・常務会 付議・報告基準に基づき、適切に管理しております。

【補充原則4-3-1 取締役会の役割・責務(3)】

当社は、経営陣幹部の選任や解任について指名諮問委員会において審議のうえ、取締役会に答申することにより、公正かつ透明性の確保に努めております。

【補充原則4-3-2 取締役会の役割・責務(3)】

当社は、取締役会・常務会 付議・報告基準に基づき、コンプライアンスや財務報告に係る内部統制や、それ以外の先を見越したリスク管理体制の整備についても必要な情報を取締役会に対し、適宜報告しております。

【原則4-4 監査役及び監査役会の役割・責務】

当社監査役会は、常勤監査役2名、社外監査役2名それぞれの立場において、役割・責務を果たしております。また、当社監査役は、取締役会において、積極的に意見・発言を行っております。

【補充原則4-4-1 監査役及び監査役会の役割・責務】

当社の監査役4名の内、半数以上の2名が社外監査役であり、独立性と情報収集力を兼ね備えた実効性の高い監査役会となっております。また、社外取締役が情報収集力の強化を図ることができるよう毎月ミーティングを行い、連携を確保しております。

【原則4-5 取締役・監査役等の受託者責任】

当社の取締役及び監査役は、株主に対する受託者責任を十分に認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために職務を執行します。

また、社外取締役を3名選任し、会社や株主共同の利益を高めるよう、取締役会において取締役の業務執行の監督や経営計画の審議を行っております。

さらに、当社監査役会は、社外取締役と業務執行の監督や経営計画に対する意見や情報の交換を毎月行っております。

【原則4-6 経営の監督と執行】

当社は、社外取締役3名を選任し、取締役会等において独立かつ客観的な立場からの意見表明を受けることで、実効性の高い経営の監督体制を確保しております。

【原則4-7 独立社外取締役の役割・責務】

(i)経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと

当社は、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るため、

・人事、総務、法務、経営管理、財務、企画、海外等の経営経験に基づく観点

・事業育成等に関する他社における実務を活かした観点

・豊富な知識と経験による経営戦略の観点

上記の観点から、経営の方針や経営改善について、幅広い助言を得られる独立社外取締役3名を選任することにより、会社の持続的な成長と

中長期的な企業価値の向上に努めております。

(ii)経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと

当社は、独立社外取締役が指名諮問委員会に委員として参画し、指名諮問委員会の答申を踏まえて取締役会で経営陣幹部の選解任等について決定を行うことで、その監督責任を果たしております。

(iii)会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること

当社は、独立社外取締役が取締役会において、株主視点に立った質疑を行うとともに、必要に応じ関連部署に対しヒアリング・意見などを行うことにより、利益相反を監督しております。

(iv)経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

当社は、上記(i)～(iii)を実施することにより、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、取締役会の役割・責務を果たすため、独立社外取締役を3名選任しております。

【補充原則4-8-1 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、独立社外者のみを構成員とする会合は開催しておりませんが、独立社外取締役間で任意の意見・情報交換が適宜行われており、また、独立社外取締役、社外監査役及び常勤監査役は定期会合を開催し情報交換・認識共有を図っております。

【補充原則4-8-2 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、筆頭独立社外取締役は決定しておりませんが、独立社外取締役、社外監査役及び常勤監査役との定期会合を開催しております。経営陣との連絡・調整については、独立社外取締役からの要請に応じて総務部が行っており、必要に応じて独立社外取締役が直接経営陣と連絡を取り会合を設けております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、「社外役員の独立性に関する基準」を策定しております。なお、具体的な内容につきましては、本報告書12ページから13ページに記載のIIの1.「独立役員関係」をご参照下さい。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

当社は、監査役会設置会社を機関設計として選択しております。今後、自社の特性に十分留意し、統治機能の更なる充実を図ってまいります。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社の独立社外取締役は、取締役会の過半数に達しておりませんが、委員の過半数を社外役員とする指名諮問委員会及び委員の過半数を社外役員とする報酬諮問委員会を設置しており、各委員会では社外取締役の委員から意見や助言を得ております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、営業、製造等の各本部に精通した業務執行取締役と、他社におけるコンプライアンス実務、他社における業務執行役としての事業育成や人事・総務・法務、長年にわたる他社の財務、企画部門の責任者や海外における経営を経験している社外取締役で構成しており、多様性と適正規模を両立させております。

また、監査役会の構成として、常勤監査役1名は経理部責任者の経験を、また、社外監査役1名は公認会計士であることから財務・会計に関する適切な知見や他社の取締役や監査役としての豊富な知識・経験を有しており、多様性と適正規模を両立させていると判断しております。

取締役会の実効性に関する評価・分析については、毎年1回、「取締役会自己評価」を実施しており、取締役会の機能の向上を図っております。

また、監査役会も同様に、監査役会の実効性に関する評価・分析について、毎年1回、「監査役会自己評価」を実施しており、監査役会の機能の向上を図っております。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

現在、当社の取締役会は取締役9名、監査役4名で構成しております。この内、社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

当社は、取締役会においてより実質的な議論を活発に行うための取締役の人数として、10名以内が適切であると判断しております。

取締役候補者については、当社の企業価値の向上に繋がるよう、知識・経験・能力等を定めた候補者選任基準をもとに、指名諮問委員会において審議のうえ、取締役会において策定いたしました。また、その選任理由には、株主総会招集通知において開示いたしております。

【補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役及び監査役の重要な兼職状況は、「事業報告」において毎年開示いたしております。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、毎年1回、取締役・監査役自身による「取締役会自己評価」を実施し、取締役会の運営等に関して改善すべき意見等を集約確認することにより、実効性の高い運営を議論することで改善に結び付け、会社の健全な成長・発展、企業価値の向上につなげております。

< 評価結果の概要 >

・独立社外取締役3名を含め、多様な知識、経験を持つ取締役・監査役で適切に構成されている

・取締役会上申事項について、有意義に議論できている

・他の取締役の業務執行を十分に監督できている

・経営の基本方針、中長期的経営戦略や経営計画等の議論をより充実させるべきである

・経営陣による適切なリスクテイクを支える環境整備を進めるべきである

・事業遂行におけるリスクとチャンスの議論をバランスをもってより充実させるべきである

本評価結果を踏まえ、継続的な改善を行うことで、取締役会の更なる実効性向上に取り組んでまいります。

また、監査役会につきましても、毎年1回、「監査役会自己評価」を実施しております。評価結果を踏まえ、監査役監査計画に重点事項として反映することにより、監査役会の機能の向上を図っております。

【原則4-12 取締役会における審議の活性化】

当社の独立社外取締役は、高い専門的な知識や豊富な経験に基づき、取締役会において意見を述べるとともに、必要に応じてeメールなどを活用し、改善の提案ならびに意見をいただいております。

【補充原則4-12-1 取締役会における審議の活性化】

- (i)取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること
当社は、取締役会開催日の5営業日前を基準として、資料の早期発信・発送に努めております。
- (ii)取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に對して十分な情報が(適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で)提供されるようにすること
上申資料以外にも、必要に応じ、eメールにより質疑応答を行い、十分な情報が提供されるように努めております。
- (iii)年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
- (iv)審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
- (v)審議時間を十分に確保すること
取締役会・常務会 付議・報告基準及び開催スケジュール、付議スケジュールにおいて、取締役会の開催及び年間の予定議案を策定し、審議項目数や開催頻度を適正に設定し、必要な審議時間を確保しております。

【原則4-13 情報入手と支援体制】

【補充原則4-13-1 情報入手と支援体制】

当社は、取締役会の上申資料配布後も、適宜要請に基づき、取締役及び監査役がその職務の遂行に必要な情報について提供を行っております。取締役については、取締役会事務局である総務部が中心となり、その支援を行っております。監査役は、現在、支援する人員を配置していませんが、監査役の要望に応じ、適宜各部門の人員が支援にあたる体制としています。

【補充原則4-13-2 情報入手と支援体制】

当社は、社外役員及び監査役は、案件に応じ、必要と判断する場合には、外部の専門家の助言を得ることとし、必要な情報の収集を支援しております。

【補充原則4-13-3 情報入手と支援体制】

当社は、取締役、監査役、内部プロセス監査部とのミーティングを定期的実施しており、その情報は常勤監査役及び担当部門より、社外取締役や社外監査役に提供できるよう、打合せを行っております。

【原則4-14 取締役・監査役のトレーニング】

【原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、取締役、監査役の役割、責任に関する認識を深めるため、以下の通りの知識の習得及び更新等に努めております。

- (1) 取締役の就任時における外部機関における研修
- (2) 社外取締役の就任時における会社を理解するための導入研修
- (3) 取締役、監査役就任時における東証eラーニングの受講
- (4) 社内役員(取締役、社外取締役、監査役、執行役員)対象の年1回のガバナンス・コンプライアンスに関する外部弁護士による研修
- (5) 監査役においては日本監査役協会等による各種セミナー受講

【補充原則4-14-1 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、社外役員の要請に応じ、会社の事業・財務・組織等に関する情報を説明・提供するとともに、新任役員は、就任時及びその後についても定期的にセミナー等に参加して必要な知識の習得に努めております。

【基本原則5 株主との対話】

当社は、機関投資家、金融機関向けの決算説明会を年2回実施しております。引き続き、当社をより一層理解していただけるよう、株主を含むステークホルダーに有益な会社情報は、適時に開示を行ってまいります。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社においては、株主との対話等のIR活動については、経営企画部が担当し、株主を含むステークホルダーの当社に対する理解と信頼を得るため、企業情報を適時、適切かつ積極的に開示するよう努めております。また、このことを踏まえた当社の株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、後記の補充原則5-1-2に記載のとおりです。

【補充原則5-1-1 株主との建設的な対話に関する方針】

【補充原則5-1-2 株主との建設的な対話に関する方針】

(i)株主との対話全般、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定

当社は、株主との対話全般については、経営企画部及び総務部が担当しており、決算説明会を通じ、建設的な対話を実現できるよう取組んでおります。

当社の株主との対話全般を統括する取締役は、IRを担当する経営企画部を主管する代表取締役社長執行役員であり、代表取締役副社長執行役員が補佐しております。

(ii)対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策

当社は、常務会において、常勤取締役及び経営企画部、経理部、総務部が参画し、情報の共有、IRの方向性検討、情報開示について連携をとり、取組んでおります。

(iii)個別面談以外の対話の手段の充実に関する取組み

当社は、年2回の決算説明会において、会社説明会を実施しております。

(iv)対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策

当社は、対話において把握された株主からの意見・懸念について、適宜に常務会、取締役会に報告し、関連部門との情報共有を行うようにしております。

(v)対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

当社は、「インサイダー取引防止に関する規程」を制定し、インサイダー情報が発生した時の取扱いを規定しております。

【補充原則5-1-3 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、第2四半期及び期末の株主名簿を確認し、株主構成とその変動の把握に努めております。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、3か年の中期経営計画(2019年3月期から2021年3月期まで)を策定し、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、売上高営業利益率の目標値を、当社ウェブサイト等で開示しております。また、その背景や目標達成の為の取組みについて、決算説明会

や株主総会において説明を行っております。
('コマネーグループ中期経営計画': <https://www.comany.co.jp/ir/management/plan/>)

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社コマツコーサン	923,300	9.30
コマネー共栄会	698,320	7.03
コマネー従業員持株会	676,599	6.81
株式会社北陸銀行	444,002	4.47
吉田敏夫	265,500	2.67
株式会社北國銀行	260,000	2.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	238,400	2.40
木村直子	223,296	2.25
塚本幹雄	213,200	2.14
塚本清人	203,400	2.04

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、名古屋 第二部
決算期	3月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
中川俊一	他の会社の出身者													
菊地義信	他の会社の出身者													
篠崎幸造	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

中川俊一	-	<p>長年にわたり他社の法務責任者や国内外グループ会社を含めた経営管理業務に携わり、豊富な経験と高い知見を有しております。取締役会の意思決定に対する助言や監督など社外取締役の職務を適切に遂行することができ、当社の経営の透明性と客観性の向上に向けた有効な意見をいただけるものと判断し、同氏を引き続き社外取締役といたしました。</p> <p>また、証券取引所の定める独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、また、当社の定める社外役員の独立性に関する基準を満たし、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたしました。</p>
菊地義信	<p>同氏は、株式会社LIXILグループの取締役を務めており、同社と当社グループとの間に売買等の取引関係がありますが、その取引額は僅少であり社外役員の独立性に関する基準に定める主要な取引先には該当しておりません。また、同氏は同社の業務執行には携わっておりません。</p>	<p>これまで他社の業務執行役として、事業の育成経験や人事、総務、法務の豊富な経験と高い知見を有しております。取締役会の意思決定に対する助言や監督など社外取締役の職務を適切に遂行することができ、当社の経営の透明性と客観性の向上に向けた有効な意見をいただけるものと判断し、同氏を引き続き社外取締役といたしました。</p> <p>また、証券取引所の定める独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、また、当社の定める社外役員の独立性に関する基準を満たし、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたしました。</p>
篠崎幸造	<p>同氏は、ヤマハ発動機株式会社の顧問を務めておりますが、同社の業務執行には携わっておりません。</p>	<p>長年にわたり他社の財務、企画部門の責任者や海外における経営に携わり、豊富な経験と高い知見を有しております。取締役会の意思決定に対する助言や監督など社外取締役の職務を適切に遂行することができ、当社の経営の透明性と客観性の向上に向けた有効な意見をいただけるものと判断し、同氏を社外取締役といたしました。</p> <p>また、証券取引所の定める独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、また、当社の定める社外役員の独立性に関する基準を満たし、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたしました。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役

補足説明

当社は、取締役会の諮問機関として報酬諮問委員会及び指名諮問委員会を設置し運用しております。報酬諮問委員会は、委員の過半数が社外役員であり、取締役会からの諮問を受け役員等の報酬等を審議を行い、指名諮問委員会は、委員の過半数が社外役員であり、取締役会からの諮問を受け役員等の人事等を審議し、取締役会に答申することにより、この事項に関する客観性及び透明性を確保して、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名

監査役の人数

4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は監査法人から定期的に監査の報告及び説明を受けております。

会計監査は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。監査法人は、自主的に当社監査に従事する業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

当社は、監査役による監査のほか、内部監査担当部門として、内部プロセス監査部を設置しており、当社グループの全部署を対象に業務活動を監視し、業務運営及び法令遵守体制の向上に努めております。

監査役、内部プロセス監査部及び有限責任 あずさ監査法人は、監査計画をすり合わせ、定期的に監査の実施状況について会合を行い、相互の連携を図っております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
木村禎一	公認会計士													
松垣哲夫	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村禎一		木村公認会計士事務所所長	公認会計士としての専門的見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任いたしました。 また、証券取引所の定める独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、また、当社の定める社外役員の独立性に関する基準を満たし、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたしました。
松垣哲夫		-	他社の取締役や監査役としての豊富な知識・経験を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任いたしました。 また、証券取引所の定める独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、また、当社の定める社外役員の独立性に関する基準を満たし、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数

5名

その他独立役員に関する事項

当社は、取締役会において「社外役員の独立性に関する基準」を制定しております。

<社外役員の独立性に関する基準>

コマニー株式会社(以下、「当社」という。)の社外取締役(1)又は社外監査役(2)(以下、「社外役員」という。)は、当社及び当社の関係会社(以下、「当社グループ」という。)に対する独立性を保つため、以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在でなければならない(以下、独立性を有する社外役員を「独立役員」という。)

1. 当社グループの業務執行者(3)
2. 当社グループを主要な取引先とする者(4)又はその業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先(5)又はその業務執行者
4. 当社の主要株主(6)又はその業務執行者
5. 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等又はその業務執行者
6. 当社グループから多額の寄付又は助成を受けている者(7)又はその業務執行者
7. 社外役員の相互就任関係(8)となる他の会社の業務執行者
8. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家又は弁護士等の法律専門家(9)(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。)
9. 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
10. 過去3年間において、上記1から9までのいずれかに該当していた者
11. 上記1から10に該当する者(重要な地位にある者(10)に限る。)の近親者等(11)
12. 前各項の定めにかかわらず、その他当社と利益相反関係が生じるおそれがある特段の事由が存在すると認められる者
13. 上記1から12までのいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、独立性があると判断した者については、社外役員選任時にその理由を対外的に説明し、当社の独立役員とすることができるものとする。

1 社外取締役とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役をいう。

2 社外監査役とは、会社法第2条第16号に定める社外監査役をいう。

3 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員、業務を執行する社員、その他これらに類する役職者及び使用人等の業務を執行する者をいう。

4 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ(直接の取引先が属する連結グループに属する者をいう。以下同じ。)であって、直前事業年度(個人の場合には、所得税の計算の対象となる年度と読み替えるものとする。以下同じ。)における当該取引先グループの連結売上高の2%を超える者をいう。

5 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社グループの連結売上高の2%を超える者又は当社グループが借入れをしている金融機関グループ(直接の借入先が属する連結グループに属する者をいう。)であって、直前事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの借入金残高の全借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える者をいう。

6 主要株主とは、議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。

7 当社グループから多額の寄付又は助成を受けている者とは、当社グループから、直前事業年度において1,000万円又はその者の売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付又は助成を受けている者をいう。

8 社外役員の相互就任関係とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

9 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家又は弁護士等の法律専門家とは、当社グループから、役員報酬以外に直前事業年度において1,000万円又はその者の売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える財産を得ている者をいう。

10 重要な地位にある者とは、業務執行取締役、執行役員及び部門責任者等の重要な業務を執行する者並びに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、その他同等の重要性を持つと客観的及び合理的に判断される者をいう。

11 近親者等とは、配偶者又は二親等内の親族をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

役員賞与を当社の計上する利益に連動することを明確にし、業績向上に対する取締役のインセンティブを強化するため、業績連動型報酬制度として、業績連動型株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

平成30年3月期に取締役へ支払った報酬の内訳は、次のとおりであります。

取締役に支払った報酬

取締役 10名 192百万円(うち社外取締役 4名 26百万円)

(注)上記の支給人員には、平成29年6月27日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬は、平成3年6月27日開催の定時株主総会で決議された取締役年額250百万円を限度額としております。また、平成28年6月28日開催の定時株主総会で業績連動型株式報酬制度の導入が決議されております。

当社は、社外役員が構成員の過半数を占める報酬諮問委員会を設置しており、この報酬諮問委員会において、取締役会からの諮問を受け役員等の報酬等を審議し、取締役会に答申することにより、これらの事項に関する客観性及び透明性を確保して、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催に際して、議案資料の事前配布を行っております。また、取締役会の開催前に監査役会が開催され、審議議案の適正性の精査を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は、監査役制度を採用しております。当社の取締役は9名、監査役は4名であります。

当社は、取締役会(経営方針の決定、業務執行の監督機能)を月1回定例開催しております。なお、事業環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を1年としております。

当社の代表取締役副社長執行役員塚本清人は代表取締役社長執行役員塚本幹雄の実弟であり、取締役専務執行役員塚本健太は塚本幹雄の長男であり、同族の役員が3名おりますが、社外取締役3名をはじめ他の役員にて牽制を図っております。また、社外役員が構成員の過半数を占める報酬諮問委員会及び指名諮問委員会において、取締役会からの諮問を受け役員等の報酬や人事等を審議し、取締役会に答申することにより、これらの事項に関する客観性及び透明性を確保して、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

業務執行機能につきましては、執行役員制度を導入しており、執行役員21名(取締役6名、専任者15名)が担当業務の執行責任を負っております。

当社は、コマネーグループ経営会議を設置し、月1回定例開催しております。コマネーグループ経営会議は、社長執行役員が議長となり、執行役員、連結子会社の役員に加え、関係部門責任者が参画し、経営戦略の全社共有化を図り、事業環境の変化に迅速に対応できる意思決定に結びつけております。

監査役は、取締役会において定めた監査方針・監査計画に基づいて、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査できる体制となっております。

当社は、監査役による監査のほか、内部監査担当部門として、内部プロセス監査部を設置しており、5名が当社グループの全部署を対象に業務活動を監視し、業務運営及び法令遵守体制の向上に努めております。

監査役監査の専任部署は設置しておりませんが、内部プロセス監査部等によるサポートを行っており、監査役監査を支える体制は確保できております。

会計監査は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。監査法人は、自主的に当社監査に従事する業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、近藤久晴氏及び野尻健一氏であり、会計監査業務に係る補助者は公認会計士4名、その他9名であります。

監査役、内部プロセス監査部及び有限責任 あずさ監査法人は、監査計画をすり合わせ、定期的に監査の実施状況について会合を行い、相互の連携を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役を3名とし経営の透明性及び客観性の向上を図っております。

当社の監査役会は、社外監査役2名を含む4名の監査役で構成されており、客観的な立場からの経営監視の役割を担っております。監査役は、取締役会において定めた監査方針・監査計画に基づいて、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。また、代表取締役、会計監査人・内部プロセス監査部等と定期的にミーティングを行い、内部統制の整備・運用状況を確認しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、招集通知の早期発送に努め、株主への発送前に東京証券取引所のTDnet及び当社ウェブサイトにおいて開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第58回定時株主総会は平成30年6月26日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	議決権の電子行使を可能とする環境作りは行っていませんが、機関投資家や海外投資家の持分比率を助案し導入を検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権の電子行使を可能とする環境作りは行っていませんが、機関投資家や海外投資家の持分比率を助案し導入を検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	当社は、現在の海外投資家の持株比率は低い状況ではありますが、今後、より海外の投資家に当社の経営理念及び事業内容を理解していただけるよう、英語での情報の開示・提供に取組んでまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイト「ディスクロージャーポリシー」を掲載しております。 https://www.comany.co.jp/ir/management/ir-policy/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現在のところ開催を予定していません。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回の決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現在のところ実施に向けての検討はございません。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにおいて決算短信、有価証券報告書等を掲載しております。 決算短信： https://www.comany.co.jp/ir/settlement/ 有価証券報告書： https://www.comany.co.jp/ir/settlement/library/	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コマニー理念手帳」においてお客様第一主義を謳い、また日頃から遵守する事項を定めた「コマニーグループ行動規範」において取引先の利益を不当に害することはせず、全ての取引について公正を旨として行動することを定めております。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>「品質・環境統合方針」を定め、当社ウェブサイトに掲載しております。森林整備活動や太陽光パネル発電によるCO2の低減、全国一斉の清掃活動を実施するなど環境保全活動に取り組んでおります。</p> <p>品質・環境統合方針：https://www.comany.co.jp/company/csr/eco/policy/ CSR活動については、「コマニーグループサステナビリティ方針」を定め、当社ウェブサイトに掲載しております。また、CSR活動をまとめた「コマニーグループCSR報告書」を作成しております。</p> <p>コマニーグループサステナビリティ方針： https://www.comany.co.jp/csr/philosophy/csr.html コマニーグループCSR報告書：https://www.comany.co.jp/csr/</p> <p>当社は、「企業は世の中の幸福に貢献するために存在すべきである」という信念のもと、「コマニーSDGs宣言」を表明し、当社ウェブサイトに掲載しております。</p> <p>コマニーSDGs宣言：https://www.comany.co.jp/sdgs/</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>当社ウェブサイトに「ディスクロージャーポリシー」を掲載しております。その他、各種情報開示の充実を図っております。</p>
<p>その他</p>	<p>当社グループで、女性役員は1名、女性管理職は10名であります。また、管理職ではありませんが製造部門において女性のライン責任者が就任しております。今後も男性・女性の区別を設けず、適切な人財を役員、管理職に登用していくとともに、女性の活躍促進に向けて仕事と育児の両立を目的とした職場環境の整備と将来の女性幹部社員の育成に取り組んでまいります。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム構築の基本方針

1 当社グループ(当社及び当社の子会社)の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループの業務執行が適法、適正かつ健全に行われるために、取締役会は実効性のある内部統制システムの構築と法令及び定款を遵守する体制の確立に努める。
- (2) 監査役会は、この内部統制システムの有効性と機能を監査する。
- (3) 当社は、当社グループの取締役及び使用人が職務を執行するにあたって遵守事項として定めた『コマニーグループ行動規範』により、法令及び社内規程等を遵守し、社会規範に沿った責任のある行動をとるよう、その周知と遵守の徹底を図る。
- (4) 当社は、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会及びコンプライアンス ホットラインを活用して、当社グループにおける不正行為等の早期発見と是正を図り、企業内の自浄作用を働かせる。
- (5) 社長直轄の内部プロセス監査部において、当社グループの全部署を対象に業務活動を監視し、業務執行における法令遵守体制の向上に努める。
- (6) 法令等に従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベル及び業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう財務報告に係る内部統制の構築と適正な運用に努め、財務報告の信頼性と適正性を確保する。
- (7) 反社会的勢力とは取引関係を含め一切の関係を遮断し、不当な要求については毅然とした対応を行い、これを拒絶する。また、暴力団排除条例の遵守に努め、反社会的勢力の活動を助長する行為や利益の供与は一切行わない。

2 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役は、取締役会議事録、稟議決裁書、その他その職務の執行に係る情報を取締役会規程、稟議規程、その他関連規程の定めるところに従い適切に保存し、管理する。
- (2) 各取締役及び各監査役の要求があるときは、これを閲覧に供する。
- (3) 取締役の業務執行における付議基準、報告基準については、取締役会規程及び稟議規程に基づき運営し、管理する。

3 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務執行に係るリスクとして、リスク管理に関する規程に基づき、リスク情報の収集と分析に努め、リスクの識別・アセスメント・監視・管理の体制を構築する。
- (2) 不測の事態を想定した危機管理プログラムを策定し、そのプログラムに従って、関係者に対し定期的な教育、訓練に努める。
- (3) 当社は、当社グループのリスク管理を担当する機関として、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を審議する。

4 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループにおいては、事業環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を1年とする。
- (2) 取締役会は、独立社外取締役による客観的な経営改善及び職務の執行上の実効性についての助言を求め、積極的な意見交換、認識共有に努める。
- (3) 当社グループは、当社の経営計画策定の規程に基づき、経営計画及び各部門の業務計画を策定し、予算管理の規程に基づき、進捗状況及び施策の実施状況をレビューする。
- (4) 当社は、業務機構及び運営規程で定められた職務分掌・権限・意思決定ルールにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制をとる。

5 その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき、各子会社の営業成績、決算管理上の必要事項、取締役会決定事項及び重要な業務執行に関する情報を当社に報告させる。

6 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その体制・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努める。

7 当社の監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の要請に基づき、監査に必要な知識、能力を備えた使用人を選任し、監査役の職務を補助させる。

8 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人は、取締役の指揮、監督を受けない専属の使用人とする。
- (2) (1)の使用人の異動、評価及び懲戒には監査役の事前の同意を必要とする。

9 当社の監査役の上記7号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。

10 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社は、当社グループの取締役及び使用人が業務執行の報告を行う重要な会議への当社の監査役の出席を確保する。また、必要に応じて会議議事録及び関連資料を閲覧可能な状態に維持し、監査の実効性を確保する。
- (2) 当社の取締役及び使用人は、職務の執行に関して重大な法令、定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しく損害を及ぼす恐れのある事実を知り得たときは、遅滞なく当社の監査役(会)に報告する。
- (3) 当社の取締役及び使用人は、事業・組織・職務執行に重大な影響を及ぼす決定等のほか、内部監査の実施結果を遅滞なく当社の監査役(会)に報告する。

11 上記10号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

12 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、監査役がその職務について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行上、必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (2) 当社は、監査役の職務の遂行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

13 その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の代表取締役及び取締役は、監査役と定期的な会合を持つなどして、会社運営に関する意見の交換等を図り、意思の疎通を図る。
- (2) 必要に応じて、監査役監査の実効性を確保するために、外部の弁護士、公認会計士の有効活用を確保する。
- (3) 企業集団における業務の適正を確保するために、子会社の業務執行者は、監査役監査に積極的に協力する体制を作る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、公正な企業活動と企業倫理を守るための日頃から遵守する事項として「コマニーグループ行動規範」を定めており、反社会的勢力から不当な要求を受けても、毅然とした対応を行い、これを拒絶するとともに、反社会的勢力の活動を助長する行為や利益の供与は一切行わないことを明記しております。

(対応部署)

不当要求などが発生した場合の対応統括部署を総務部としております。

(情報収集・管理)

反社会的勢力に関する情報は総務部に集約しております。疑わしい団体・個人については外部専門機関に照会を行い、反社会的勢力と関わることのないよう対応しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

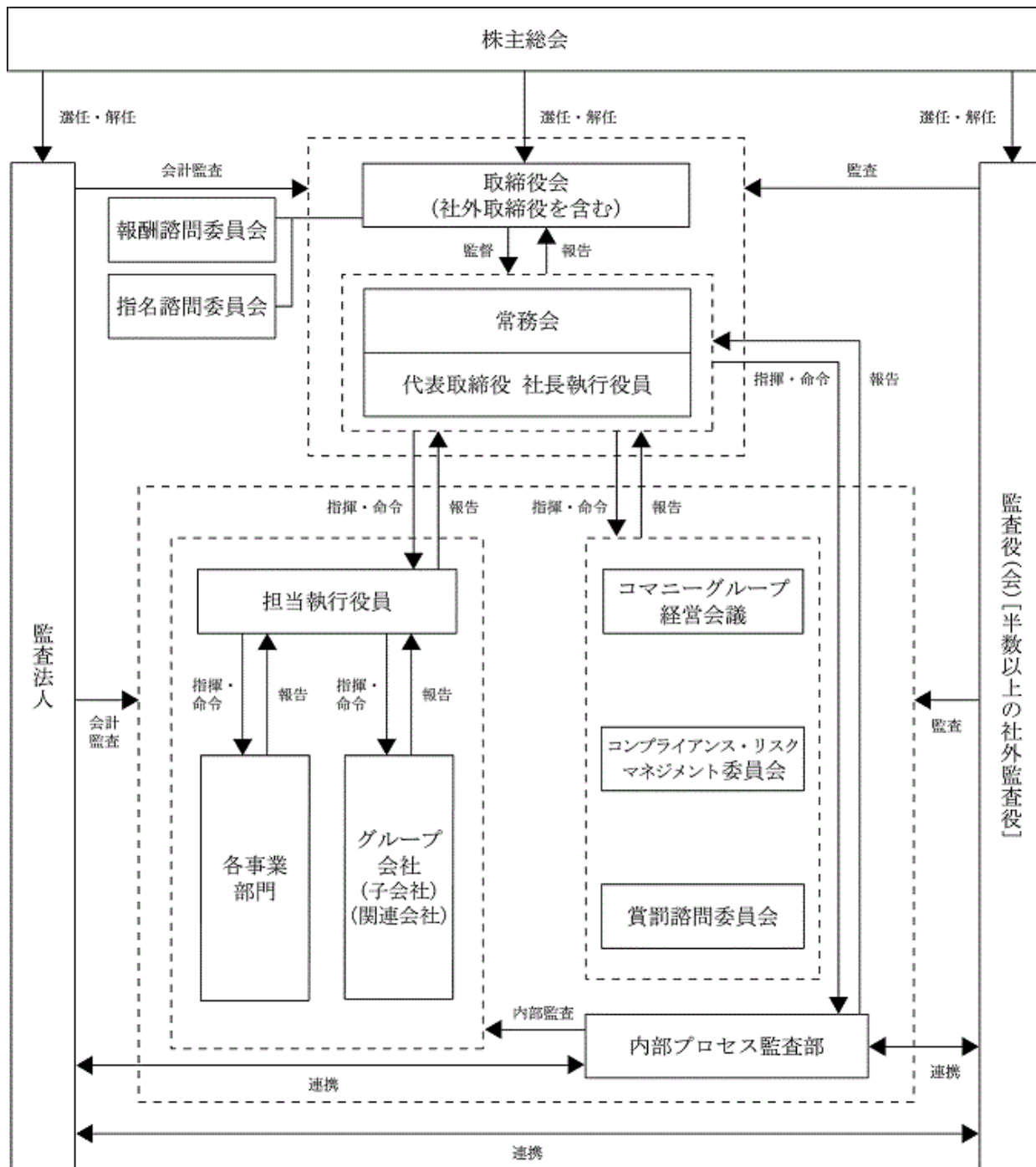
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

当社は、公正、公平でかつ適時に必要な情報を開示するため、子会社に係る情報も含めた決定事実、発生事実並びに決算情報等の重要な会社情報については、情報取扱責任者(管理統括本部長)が各統括本部・本部・事業部・部門から報告を受け、一元管理する体制をとっております。重要な会社情報については、情報取扱責任者が厳正に管理した上で、総務部、経理部が開示諸規程に従い開示の要否、時期、内容、方法等を検討のうえ決定いたします。決定事実及び決算情報については取締役会の承認を経て公表いたします。

なお、公表につきましては、情報取扱責任者の指示のもと、総務部がTDnetへの登録を行い、記者発表もしくは資料投函等を行っております。また、公表した情報は、TDnetにおける公開を確認した後、当社ウェブサイトに掲載しております。

インサイダー取引の防止等につきましては、公正な企業活動と企業倫理を守るための日頃から遵守する事項として、コマネーグループ全役職員に適用される「コマネーグループ行動規範」を制定し、さらに「インサイダー取引規制に関する規定」を通じて、インサイダー取引の禁止の徹底を図っております。



【適示開示体制の概要（模式図）】

<当社グループに係る決定事実・決算に関する情報等>

